

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第320号）

〔 腰痛等の受診科を示す事務文書不存在非公開審査請求事案 〕

（答申日：令和2年4月30日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 平成29年2月13日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

（行政文書公開請求の内容）

腰痛を整形外科以外の受診する実務資料（例）腰痛が内科の診断可のもの
皮膚科の治療以外の皮膚治療の受診科の実務資料

- 2 平成29年2月21日、実施機関は、同日付け社援第3377号において、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求にかかる行政文書を管理していない理由）

本件公開請求内容の趣旨は、本府が保有する、腰痛の治療に整形外科でなく、例えば、内科の意見でよいとの見解を示した実務文書及び皮膚科の治療に際し、皮膚科以外の受診科を示した実務文書の公開を求めているものと解されるが、これに該当する実務文書は見当たらなかった。

よって、本件公開請求にかかる行政文書については、取得又は作成していないため、管理していない。

- 3 平成29年3月6日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

4月以降の疎明資料の提出。

疎明資料は、東京都世田谷区「A」診療報酬明細書の追々の提出
社援第2307号裁決書の保険診療の算定方式の法律基準。

第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求書における主張

審査請求の理由

「社援第2307号」裁決書の法的根拠欠く。

社援第3043号「開示」件、社援第3046号「公開」件、等の整合性皆無。
皮膚科の見地、整形外科の見地、「世界人権宣言」等の示すものとは異例の「裁決書」

- 2 反論書における主張
別紙1のとおり（掲載省略）
- 3 書面による意見
別紙2のとおり（掲載省略）

第五 実施機関の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求書には、「第三 審査請求の趣旨」のとおり記載されており、本件決定のどの部分を争うのか、明確に記載されていなかった。実施機関は、審査請求に至るまでの経緯から審査請求人が、大阪府管内の医療指導において、レーザー治療に関して皮膚科の権限がなくともよいとする文書及び腰痛に関して整形外科医の権限がなくともよいとする文書が存在するとして、本件審査請求を行ったものと考えられることから、本件決定の取消しを求めているものと審査請求の趣旨を解した。
- 2 弁明の趣旨
「実施機関の決定は妥当である。」との答申を求める。
- 3 実施機関の弁明
本件公開請求の趣旨は、医療扶助の申請を行うに当たり、腰痛の治療に整形外科ではなく、内科（例示）の意見でよいとの見解を示した実務文書及び皮膚科の治療に際し、皮膚科以外の受診科を示した実務文書の公開を求めているものであると解して、対象文書の特定を行った。
生活保護にかかる事務は、地方自治法の別表第一により第一号法定受託事務とされ、同法第245条の9第1項及び第3項において、各大臣は、都道府県や市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができると規定されている。「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）は同条項の規定に基づく処理基準とされている。
医療扶助の適正な実施を図るため、事務処理の要領を定めた医療扶助運営要領において、本件審査請求人が受診する予定以外の他の医療機関の給付要否意見書を必要とする定めはないことから、これに該当する実務文書は存在しないものである。
よって、本件公開請求にかかる行政文書については、取得又は作成しておらず、管理していない以上、本件審査請求の理由はない。
以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、何ら違法または不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求書の趣旨の欄には、本件決定の取消しを求める旨の記載はないが、審査請求に至るまでの経緯から、実施機関が審査請求の趣旨を「審査請求人が大阪府管内の医療指導において、レーザー治療に関して皮膚科の権限がなくてもよいとする文書及び腰痛に関して整形外科の権限がなくてもよいとする文書が存在するとして、本件審査請求を行ったものと考えられることから、本件決定の取消しを求めているもの」と解したことについては一定の合理性が認められる。よって、当審査会は本件審査請求を適法なものと考え、本件決定の妥当性について判断をする。

審査請求人が公開を求める「大阪府管内医療指導において、レーザー治療に関して皮膚科の権限がなくてもよいとする文書及び腰痛に関して整形外科医の権限がなくてもよいとする文書」（以下「本件行政文書」という。）とは、「レーザー治療に関して、皮膚科以外の医師が記載した医療要否意見書でよいと定めた文書、及び腰痛に関して整形外科以外の医師が記載した医療要否意見書でよいと定めた文書」のことであると考えられる。

本件行政文書の存否を確認するため、当審査会は、実施機関に生活保護の医療扶助に係る手続について説明を求めた。生活保護に係る医療扶助については、国が定めた「医療扶助運営要領」にその手続が定められていて、この要領の中で、医療扶助の決定に当たり、生活保護の実施機関が被保護者から医療扶助の申請を受け、傷病名、症状、診療の必要性の有無等を審査した上、被保護者に医療券を発行することと定められている。生活保護の実施機関が医療の要否、内容及び程度を判断するには、医療の専門的、技術的判断を必要とし、指定医療機関が記載した医療要否意見書の提出を受けたうえで決定するとなっているとのことである。実施機関が弁明書において、給付要否意見書と記載しているのは、本件においては、この医療要否意見書に当たる。

また、実施機関によれば、審査請求人が公開を求める内容が記載されているとすれば医療扶助運営要領の中に記載されていると考えられるが、同要領にはこのような記載はなく、さらに、実施機関は同要領以外に医療扶助に係る手続きを定めた文書は保有していないから、審査請求人が主張する内容を記載した文書は存在しない、とのことである。

これらの実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、本件決定は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

田積 司、正木 宏長、池田 晴奈、久末 弥生、丸山 敦裕